

平成27年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:平成27年11月25日(水)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所:県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

2 挨拶 (佐野環境生活部長)

3 議 事

(1)会議の成立

16名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

小金澤委員(会長), 熊谷委員(副会長), 佐藤委員, 阿部(誠)委員, 加藤委員, 官澤委員, 丹野委員, 伊藤委員, 國永委員, 佐々木委員, 阿部(正)委員

欠席委員

西川委員, 氏家(幸)委員, 大友委員, 氏家(直)委員, 水野委員

(2)会議内容

〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。今日の議題ですが、お手持ちの次第に従って、次第どおりに進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、第3期計画に関する議論ですので、様々なお立場から御意見を出していただきたいと思っております。では、よろしく願いします。

なお、佐藤委員及び加藤委員から、個別事案の事前質問をいただいております、お手元に参考資料として配布しておりますが、「(3)その他」で情報提供と合わせて、事務局から回答願います。

〈 議長 (小金澤会長) 〉

それでは、議題に入ります。イの「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」案について審議します。

なお、答申を予定しております。また、説明後の質疑は簡潔にお願いしたいと考えております。では、事務局から説明願います。

〈 事務局 金野課長 〉

「議題イ」の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」案について、資料の1から資料の5までを用いて御説明します。

第3期計画につきましては、2月、6月、8月に開催しました、3回にわたる推進会議

で、これまで御審議いただき、貴重な御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。委員の皆様の御意見を踏まえた中間案により、この10月にパブリックコメントを募ったところでございます。

最初に「資料1」を御覧ください。8月に開催しました前回の推進会議で頂戴しました御意見に対する中間案への反映状況をまとめたものでございます。まず、1番の「数値目標」の変更内容です。「食品の放射性物質検査の継続」でございますが、数値目標を掲げない、としておりましたが、推進会議で「きちんと継続していくことを数字で見せるべき」との御意見をいただきました。農林畜水産物、流通食品、学校給食につきまして、それぞれ、「検査計画に対する実施率」を「100%」の目標ということで修正をいたしました。

続きまして、「2番」の個別施策における変更内容です。表の1番右側に施策番号が入っておりますが、「施策8」の「HACCP」につきまして、事業者、消費者に対する普及・啓発の部分を追記いたしました。

「施策9」の「地産地消」につきまして、目標達成のための具体的な内容を記述し、文章を記載のとおり大幅に見直しました。「施策22」の「食品表示ウォッチャー」につきまして、調査実施前に研修を設ける等ウォッチャーに対する支援について具体的に追記いたしました。小分類「ニ」食品の放射性物質検査の継続の冒頭部分につきまして、検査を実施し「基準値超過品目が流通しないようにする」と追記いたしました。「施策31」の「食育」につきまして、食育の推進について、具体的な内容を追記いたしました。以上が、前回推進会議での御意見への反映状況でございます。

次に、「資料2」を御覧ください。前回の推進会議意見を反映しました中間案に対して、10月1日から10月30日までの1か月間、パブリックコメントを実施しました。意見の状況ですが、「2番」を御覧ください。団体3団体、個人8名から、合計51件の意見を頂戴しました。ちなみに、第2期計画策定時の件数は20件でございます。「3番」には、計画の分類ごとに「御意見の内訳」を記載しております。

具体的な御意見の内容につきましては、「資料3」を御覧ください。御意見については件数が多いため、類似のものについては集約して記載しております。また、委員の皆様に資料をお送りした後、参考資料4のとおり、佐藤委員からの意見等をいただきました。その部分について、修正もかけておりますので、そこも合わせて御説明したいと思います。佐藤委員からいただいている意見は、参考資料の4のところに付けております。2つの意見をいただいております。1つは施策21の監視指導のところに、公益通報制度の情報を入って欲しいというもの、2つ目は、土壌の放射性物質の調査継続に関する御意見でございます。この2つの御意見についていただきました。

それでは、資料3に戻っていただきまして、一覧表の上から順番に説明させていただきます。なお、「各課の検討結果」の欄につきましては、「変更する」とありますのは、本文自体を修正したものとなります。「現状維持」という区分につきましては、「本文までは修正しないもの」となりますが、「事業実施段階で十分考慮していくもの」から、「参考意見にとどめるもの」まで、含まれております。黒く塗ってある方が選択した項目となります。また、対応と記載しております欄には「県の考え方」を記載しております。

それでは、具体的な内容について御説明いたします。まず、1番上の御意見です

が、「生産者・事業者のコンプライアンスは不可欠であり、指導教育は品質管理・保証担当者に加え、経営者にも行うことを要望する」というものです。

御意見への対応ですが、事業者に対する教育については、食品衛生法施行条例に基づき、事業所ごとに食品衛生責任者に対して講習会等を実施しております。今後も機会を捉えて、コンプライアンスの一層の意識向上を図るとともに、食品衛生責任者のみならず、経営者が受講し、社員への教育ができる講習会の開催等について、検討してまいります。

次の御意見ですが、「ネオニコチノイド系農薬の使用削減、撤廃に向けて取り組んでいただきたい」というものです。

対応ですが、国はミツバチの被害を防止する観点を含め適切な使用方法を検討するため、様々な情報の収集と解析を行う予定であることから、県といたしましては国の動きを注視してまいります。

次に2ページをお開きください。次の御意見ですが、「港の飼料工場周辺で遺伝子組み換えナタネが自生しているのが発見されましたが、遺伝子汚染が広がる心配もあり、自然環境への飛散を防ぐ対策と啓発に努めてください」というものです。

対応ですが、国はセイヨウナタネの輸入実績のある港周辺の交雑状況を調査し国民に広く情報提供しております。平成25年度までの直近5か年の結果検証において、輸入港周辺でこぼれ落ちたと考えられる遺伝子組み換えセイヨウナタネの生育が確認されていますが、生育範囲は拡大しておらず、交雑体も見つかっていないことから、在来ナタネに移行する可能性は低いと考えております。国では引き続き経年変化を調査予定でありますことから、県では国と情報交換しながら、情報提供に努めてまいります。

次の御意見ですが、「HACCPに関する研修会を多くの事業者に受講してもらえるよう工夫を。また、多くの消費者に認識してもらえるよう制度の啓発等の取組や記述を。」というものです。

対応ですが、今回食品衛生法が改正されたことから、「みやぎHACCP制度」をリニューアルし、これまでのHACCP研修会も、これから目指す事業者のニーズを踏まえた内容に見直ししてまいります。また、本文の「施策8」に「消費者に対する周知も行き」と記載のとおり、消費者への制度の周知に努めてまいります。

次の御意見ですが、「肥料取締に関して、『立入調査を実施します』のみではなく、『違反があればただちに公表する』を追加して」というものです。

対応ですが、問題となった件は、肥料中に化学合成成分を含有していたことから、本来は普通肥料として農林水産省に登録されるべきものでした。混入の内容物は健康被害を生じるものでありませんでした。県民に正しい情報を伝達する必要を認識しておりますことから、今後とも立入検査を実施し、問題が発生し事実を確認した場合には、本文18ページの2-(1)-イの情報の収集及び公開の冒頭に記載している考え方にに基づき、速やかに公表してまいります。

3ページをお開きください。次の御意見ですが、「新型のノロウイルスが流行するとの情報もあり、食中毒の防止対策が急務と考えられますので、生産者・事業者に対し強力な防止対策の実施を要望します。」というものです。

対応ですが、ノロウイルスは、発生原因のほとんどが調理従事者からの二次感染によるもので、調理従事者の健康管理や手洗い等の対策が大切であります。カキについては、県漁協が計画的にノロウイルスの自主検査を行い、検出された場合には、生食用カキの出荷を自粛しております。また、県でも自主検査等の情報収集を行い、出荷等について指導するとともに、かき処理場や水産加工施設の監視指導、流通するカキの検査を実施し、食品衛生上の危害防止に努めております。

次の御意見ですが、「TPPに伴い、輸入食材・食品が今後増加すると考えられるが、輸入時の検疫検査のみでは不十分と感ずるので、県としても何らかの検査を実施し、これまで以上の対策を要望する。」というものです。

対応ですが、輸入食品の安全確保については、食品衛生法により、国が一義的な責任を有しています。輸入食品の監視体制は3つのカテゴリーに分かれており、輸出国における対策、そして輸入時における検疫での届出審査や検査、ここまでが国の対応です。国内での対応、これが各自治体で行われる収去検査になります。宮城県でも輸入食品について、毎年150検体程度の検査を実施しているところですが、今後とも情報収集を行い、的確な検査に努めてまいります。

4ページをお開きください。次の御意見ですが、「食品表示法について、事業者だけでなく県民にも理解が広がる広報の工夫が必要、特に機能性食品は学習会の実施等をお願いしたい。それから、食品表示のみならず、食品の安全に関わる分野の法令等について、携わる職員すべてに研修を徹底して欲しい。」というものです。

対応ですが、今年度は「食の安全安心セミナー」で、食品表示法を1つのテーマとしております。今後とも、事業者・消費者の双方に広報してまいります。機能性食品は、利用者がその趣旨を理解した上で摂取されるよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。また、今年度、食品表示法に基づき指示公表した案件を踏まえまして、関係法令等を職員に徹底する必要があると考えており、「施策21」の第1段落に「従事する職員に対して関係法令等の研修を充実します」を追記するとともに、佐藤委員から御意見をいただきましたので、第2段落に公益通報制度による情報について追記をいたしました。

5ページをお開きください。次の御意見ですが、「施策32できめ細やかな測定を継続する施策を支持するが、全県的な放射性物質濃度分布マップの作成を要望します。セシウムの動態監視、知見の積み重ねが必要」というものです。

対応ですが、震災後、国と県は、被災地の農地土壌の放射性物質の濃度の推移を把握し、分布図を公表しておりました。平成26年度からは、本県の農地土壌の放射性セシウムの濃度が除染濃度と比較して大幅に低いことから、国は、分布図の作成を止めております。しかし、定点調査は継続し、濃度の推移を把握し、安全安心な農産物生産に向け、生産技術支援をしております。

佐藤委員から御意見をいただきましたが、ここの部分を「施策5」の土壤環境適正化に「放射性物質濃度の各種データを活用し、必要な生産技術対策支援を行います。」と追記いたしました。

次の御意見ですが、「地産地消・風評被害払拭の視点を入れ、『食材王国みやぎ』地産地消推進店の飲食店、消費者への広報の工夫をしてください。」というものです。

対応ですが、推進店の登録は震災以降も堅調に推移しており、その取組が飲食店の皆様に御理解いただいているものと認識しております。また、消費者の皆様にもホームページや各種イベント等により、利用拡大を図っているところです。今後も引き続き、様々な広報媒体により周知してまいります。

6ページをお開きください。次の御意見ですが、「県内生産の農林水産物に対する一層の理解の向上等を図るための、『食材王国みやぎ』の試食推奨活動は今年3月で終わって残念。今後も、『食材王国みやぎ』を発信する機会を多くつくってほしい。」というものです。

対応ですが、「食材王国みやぎ」の推進には、民間企業や生産者団体の皆様との連携が欠かせないと考えております。中でも、量販店は、消費者に身近であり、『食材王国みやぎ』を発信する場として有効であると認識しております。これまでも、各量販店には、積極的に発信していただいておりますので、引き続き、連携したPRを実施してまいります。また、本県でも、「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」を組織しており、引き続き、官民一丸となって推進を図ってまいります。

次の御意見ですが、「『県内食料自給率』を数値目標として掲げて、地産地消の推進を要望する。」というものです。

対応ですが、地産地消の指標として、どのような数値目標がふさわしいのか、捕捉がしやすいかといったことを総合的に判断してまいりたいと考え、推進会議で議論を重ねてまいりました。地産地消の指標につきましては、「学校給食の地場野菜等の利用品目の割合」、新規で「宮城米を使用した米飯給食率」の2つの指標を設定したところがあります。

次の御意見ですが、「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動が県全体に広がることを期待、また、食べ物を生産する場である『農業・農村を守る』視点、『自然環境を守る』視点も取り入れて」というものです。

対応ですが、来年度からの次期宮城県食育推進プランでも、「食の安全安心に配慮した食育」を重点施策の1つとして取り組んでいきます。基本計画に記載のとおり、「みやぎ食育コーディネーター」等の研修会の開催や情報提供等、関係者等の活動を通して食の安全安心に配慮した食育を推進してまいります。また、子供の頃から農林漁業体験等を通じて理解を深めるとともに、身近な生活の中で食と環境との調和に関心を高める取組を推進してまいります。

7ページをお開きください。次の御意見ですが、「検査結果の公表はその見方や数値の表す意味について理解できるような工夫が必要。県は『食材王国みやぎ』を推奨しているが、風評被害がなくなるのが現状。水産物に限らず農産物も積極的に推進することを明記して欲しい。」というものです。

対応ですが、消費者の不安解消のためには、検査結果の公表に加え、内容を理解していただけるような公表方法が重要であると認識しております。検査結果については、一元化したポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」で公表し、携帯版のページも開設しております。また、随時記者発表も行い広く情報提供しているところです。今後とも、正確な情報を余さず発信するとともに、検査結果の理解がより一層促進される工夫に努めてまいります。「食材王国みやぎ」は水産物に限らず、農産物も含め情報

発信しておりますので、御理解願います。

次の御意見ですが、「食の安全安心セミナーは、学識経験者、学校給食を扱う学校関係者等の多様な主体が参加するような開催方法の検討や工夫を望む。」というものです。

対応ですが、セミナーでは、平成24年度以降「食品中の放射性物質」をテーマに実施し、不安解消や風評被害の防止に努めており、アンケート結果をみても、理解が進んだとの意見もいただいているところです。今後とも、内容や構成について、改善や工夫を加えて実施してまいります。

次の御意見ですが、「消費者モニターについて、各年齢層のバランスに配慮する必要があり、特に若年層の取り込みが必要。参加しやすい企画等推進方法を改善して欲しい。」というものです。

対応ですが、施策38「県民意見の把握」に記載のとおり、年齢構成のバランスは重要だと認識しております。このため、今年度は県が主催する行事等でも、消費者モニターの募集活動を図り、若年層の新規登録をいただいております。モニター制度の推進方法について、今後も引き続き改善や工夫に努めてまいります。

次に、8ページをお開きください。基本計画の策定や施策の推進に当たっては消費者・生産者、事業者が直接顔を合わせる「検討の場」をつくってください。という御意見です。

対応ですが、これまで、実施してきた「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」等の事業において、対話の視点をこれまで以上に意識して実施してまいりたいと考えております。

御意見に対する県の考え方は以上でございます。

続きまして、「資料4」を御覧ください。計画の概要版として取りまとめた資料となります。表紙をおめくりいただきまして、1ページですが、「第3期計画の策定趣旨」となります。計画本文では1ページから3ページに該当する部分となります。今年度で満了します第2期基本計画の実績等を踏まえ、食を巡る状況変化等に対応、数値目標を見直しして、平成32年度までの5年間とする第3期計画を策定した、といった趣旨を記載しております。

続いて2ページですが、「計画策定の経過」となります。今年2月に本推進会議に諮問し、これまで2月、6月、8月、11の4回にわたって御審議いただき10月のパブリックコメントを経て、答申をいただいたもの、という一連の流れを記載しております。

続いて、3ページと4ページを御覧ください。計画本文の5ページから7ページに記載している部分です、第2期計画の取組成果と課題について、まとめて記載しております。(1)安全で安心できる食品の供給の確保、(2)食の安全安心に係る信頼関係の確立、(3)食の安全安心を支える体制の整備、この3つの「大分類」ごとにまとめております。

続いて、5ページを御覧ください。「3期計画の施策の大綱」となります。安全、安心、協働の3つの柱でございます。

6ページですが、「計画策定のポイント」として、3つの大分類ごとにまとめております。

続いて7ページを御覧ください。「計画の施策体系」です。大分類から施策の項目、施策番号までを一覧で見られる形としたものです。

最後に8ページですが、「計画の数値目標」を一覧としたものです。1番右側の欄に●(まる)が付いているものが、新規の指標となります。

これで、概要版の説明を終わります。

以上、資料1から資料4まで、これまで委員の皆様にも長期間にわたり御審議いただきました、第3期計画案に関しまして、事務局からの説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

では、今までの説明で、何か質問等はありませんか。

〈 事務局 金野課長 〉

なお、資料5が第3期基本計画の本文になります。

〈 小金澤会長 〉

本体については、今回は説明しないということですね。では、何かありませんか。

〈 加藤委員 〉

2点ほど確認です。パブリックコメントで、類似したものをまとめたことは理解できますが、出された方々の意見がその施策に対しての御意見ということで間違いがないのでしょうか。

また、資料3の5ページの地産地消に関して、「風評被害の払拭の視点を入れ」と御意見にあるのに対して、「風評被害」とは、放射性物質に関する「風評被害」と理解しましたが、県の対応の内容にその「視点を入れ」があるのか、確認です。ガイドブック等にも風評被害の払拭の視点が入れているという理解でよろしいでしょうか。

〈 事務局 金野課長 〉

パブリックコメントを出していただく時点で、施策番号を入れてコメントいただいております。

〈 加藤委員 〉

全部ですか。

〈 事務局 金野課長 〉

全部ではありません。指定がないものについては、内容から、こちらで割り振りをさせていただきました。

〈 加藤委員 〉

8ページの類似6件の意見は、放射性物質に対するリスクコミュニケーションとしての意見と読めますが、そうではないのでしょうか。これに対する県の対応が合致していないように思えます。

〈 事務局 金野課長 〉

リスクコミュニケーションであれば、食の安全安心セミナーを開催しておりますが、その中で、対話という視点を意識して実施していくと回答しております。

〈 加藤委員 〉

施策番号が少し違うような気がします。

〈 小金澤会長 〉

事務局で、安全安心セミナーの中で対話の視点を入れていますので、リスクコミュニケーションに対応していると判断したところもあったかもしれませんが、でも、自分の意見がどういう風に対応してもらったかを分かるように書いてもらわないと。ただ、一般論の場合は、一般論としてしか対応できないのは、しょうがないのではないかなとは思いますが。その辺は、注意して分類していただきたいと思います。

〈 事務局 金野課長 〉

最終的には、パブリックコメントの意見として公表しますので、間違わないようにしていきたいと思えます。

〈 小金澤会長 〉

加藤委員、よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

はい。もう1つの方もお願いします。

〈 食産業振興課 金岡部副参事 〉

「風評被害の払拭」の視点を入れということですが、地産地消の推進店につきましては、宮城県産の食材を使っている魅力あるいは、食材の魅力を前面に出している取組でございます。そういった取り組みを前面に出しながら、ひいては風評被害の払拭につなげていきたいと取り組んでいるものです。

〈 小金澤会長 〉

取り組んでいるのはそうかもしれませんが、今、聞かれているのは、質問する側が「風評被害の払拭」の視点を入れて欲しいと言っています。それに対して、対応しているのかどうかを聞いているものです。地産地消の取り組みを聞いているわけではありません。

〈 食産業振興課 金岡部副参事 〉

風評被害の払拭について、色々御意見をいただいておりますが、「風評被害」の視点を前面に出すことは、かえって逆効果につながると事業者の方々から伺っており、取り扱いについては、慎重にさせていただければと思っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

はい。

〈 小金澤会長 〉

その他、ありませんか。今のところまでで質問ありますでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

パブリックコメントをした中間案に対して2件、修正意見を出させていただきました。公益通報に関する部分については、入れていただき、感謝申し上げます。それから、放射性物質の土壌マップについてですが、土壌環境の適正化のところ一言入れていただき、これで良かったと思っています。土壌環境に関するところが、カドミウムのことだけでしたので、むしろこちらの方が広がりますので、良かったかなと思いました。ありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

その他何かありませんでしょうか。その他の情報提供のところ、これは、第3期基本計画には関連しない話なのでしょうか。

〈 事務局 金野課長 〉

はい、そうです。

〈 小金澤会長 〉

これから、答申するということもあり、今までのところで内容の確認をしたいと思います。2月に諮問を受け、この推進会議で今まで3回議論し、パブリックコメントを行い、皆さんから御意見を聞き、ここまで来た訳です。

計画に対して、特に質問はありませんか。また、文章等に若干の修正があるのかどうか等も、確認いたします。

この時間を使って、最終的な修正をかけたいと思いますがいかがですか。最終的なチェックをお願いします。

では、色々皆さんに最初に意見を聞き、何回か意見を出していただき、議論をし、各担当事務局からも検討していただき、パブリックコメントについても意見を聞いた上で、ここまで来ました。

何もなければ、原案どおり了承ということではよろしいでしょうか。では、議題イの「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)案」についての審議を終了し、本推進会議として宮城県知事にこれを答申したいと思います。

異議がないということですので、これをもって終了します。ありがとうございました。

〈 事務局 金野課長 〉

それでは、小金澤会長から答申書を佐野部長に渡していただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉 【答申】

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)について、平成27年2月10日付け食と暮第504号で諮問のありましたこのことにつきましては、原案のとおりで差し支えありません。

〈 佐野部長 〉

御審議ありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

では、報告事項に移りたいと思います。みやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局から報告をお願いします。

〈 事務局 佐々木技術総括 〉

平成27年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況について御報告します。「資料6」を御覧ください。

モニター事業と取組宣言事業からなりますが、この中からかいつまんで御説明させていただきます。

まず、モニター事業の中の研修会・講習会ですが、「食の安全安心セミナー」と「モニター研修会」を開催することとしております。食の安全安心セミナーは、計3回開催することとしております。今週末には大河原会場でトランス脂肪酸と食品表示法をテーマに、来月初めには大崎会場で残留農薬と食品表示法をテーマに開催する予定としております。

また、1月または2月には、仙台会場で食品中の放射性物質をテーマに開催する予定です。また、モニター研修会は来月開催予定です。

次に、食の安全安心基礎講座とモニターだよりについては、11回目の基礎講座として、「キノコの生産振興と安全安心対策について」を10月発行のモニターだよりに掲載して、各モニターに送付するとともに県ホームページに掲載しております。

次に「生産者との交流会」と「食品工場見学会」については、先週木曜日11月19日に、39名の参加をいただいて開催しております。

なお、当推進会議の佐藤委員にも参加をいただいております。生産者との交流会については、栗原市の農事組合法人水鳥において菌床シイタケの栽培現場を見学した後シイタケの収穫体験を行いました。また、工場見学会は、東日本大震災で津波により被災し、震災後に美里町に建設された株式会社木の屋石巻水産の美里工場において、水産加工食品の缶詰製造現場を見学しました。

これらの実施状況につきましては、別に配布しております平成27年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動活動状況に写真を掲載しております。写真ですが、中段右が生産者との交流会における栽培の説明風景、下の段が食品工場見学会での見学の状況と説明を受けている場面です。いずれの施設におきましても、参加者から質問が出る等熱心に見学をしていただきました。

資料6に戻っていただいて、中程より下の方に記載してあります、モニターの募集活動ですが、県政ラジオ番組、コミュニティFM等の広報媒体を活用して広報活動を行ったほか、みやぎまるごとフェスティバルにおいて出展したブースで募集活動を行い、13名の新規登録をいただきました。

た。また、県民ロビーコンサート等の集客行事で登録のPRを行い、18名の新規登録をいただきました。現在モニターの年齢構成では、若年層の少なさが課題となっておりますが、今回は20～30代の若年層の方合計10名に新規登録をいただいております。こちらの実施状況も先ほど御覧いただいた県民総参加運動活動状況に写真を掲載しております。上段左が県民ロビーコンサートでのPR風景、中段左が勾当台公園で行われた仙臺鍋まつりでの募集活動の様子を掲載しております。

また、資料6に戻っていただいて、次に取組宣言事業について説明します。取組宣言事業の広報ですが、リニューアルしたロゴマークを活用し、取組宣言事業の一層の普及を図るため、県の広報誌やコミュニティFM等の広報媒体、みやぎまるごとフェスティバルや県民ロビーコンサート等の集客行事、食品表示説明会等で広報を行い、事業の普及を図っております。

次に、みやぎまるごとフェスティバルは、10月17、18日に開催され、取組宣言者による出展と県ブースによる出展を行いました。取組宣言者については、参加希望のあった事業者が自社製品の販売や展示を行ったほか、県のブースでは、県民総参加運動と取組宣言事業の広報と展示を行いました。

また、今年度は、来場者に簡単なアンケート調査を実施し、181名から回答がありました。その結果については、裏面を御覧願います。回答者の性別の構成は男性が50人、女性が131人で、年齢構成は一番下の問6の表に記載のとおり、10代11人から70代22人まで、最も多いのが40代で50人となっております。また、今回は、30代以下の方53人から回答をいただいております、若い方からの回答も多くいただいております。

それでは、アンケートへの回答について御説明いたします。

問1と問2は、県民総参加運動及び食の安全安心取組宣言の認知度について、知っていると答えた人はどちらも約4割という結果でした。また、問3では、ロゴマークを見たことがあると答えた人は約半数となっております。

問4では、28%の方から、消費者モニター制度を知っていると回答をいただきました。

問5では、食の安全安心で不安を感じることにについて、10項目の中から3つまでの複数回答で答えていただいた結果では、回答の多かった順に、食品添加物、残留農薬、放射性物質となっております。逆に回答の少なかった順では、栄養成分、期限表示、アレルギー物質となっております。6月に実施したモニターアンケートにおいても食の安全性について不安を感じている項目についての設問がありますが、どちらにも共通して不安を感じるとの回答が多かったのは、食品添加物、残留農薬であり、どちらにも共通して不安を感じるとの回答が少なかった項目は期限表示、アレルギー物質という結果でした。以上がアンケート結果への御説明です。

再び資料6の表面に戻っていただいて、一番下に記載の取組宣言者の登録についてですが、今年度は新規登録が28者あった一方、廃業による登録抹消が16者あり、現在3,004者の登録となっております。以上、平成27年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況の概要について、御報告させていただきました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。何かありませんか。

〈 佐藤委員 〉

11月19日のモニター現地研修会に参加いたしました。内容は、先ほど事務局が説明したとおりですが、大変有意義な研修会でした。ただ、ウィークデイだったこともあり、ほとんどの方が年配者で、若い人が少ないと実感しました。しかし、参加していた方々は、実際にウォッチャーの活動をしている方もいらっしやいましたし、質問の内容も適切で、リスコミュニケーションに関わる質問もでており、非常に熱心な方が多かったです。やはり、課題は、若い世代が少ないことで、世代を広げて行くことが大切です。特に、子育て世代の方が、本来1番心配しているはずですが、比較的若い方にお話を伺いましたが、もっと同じ年代の人が参加できるといいと話しておりました。事務局は、引き続き、若い世代のモニター参加について努力をしていただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。他にありませんか。

〈 伊藤委員 〉

モニターの募集活動ですが、今、インターネットで行っているものも多いですので、気軽にインターネットで参加できるようなシステムがあつたらいいのかなと考えました。要望です。

〈 小金澤会長 〉

事務局は、今後とも県民総参加運動の充実を図るようお願いします。

よろしければ、次の報告事項の食品に係る放射性物質の測定結果についてお願いします。

〈 事務局 佐々木技術総括 〉

それでは、4月から10月末にかけて実施いたしました「食品に係る放射性物質検査結果」について、簡単に御報告いたします。「資料7」で御説明いたします。県では、出荷前の農産物、林産物、水産物、野生鳥獣や学校給食等において、検査を実施いたしました。

検査点数は、20,460点で、うち、67点が基準値を超過しておりますが、これらの品目は、イワナやコシアブラ等、既に国から出荷制限指示等を受けている品目になります。今年度になってから、新たに国から出荷制限指示等を受けた品目はございません。続いて、住民持ち込み結果についてですが、測定点数は、2,468点のうち159点が基準値超過となっております。

なお、この調査結果につきましては、「放射能情報サイトみやぎ」で公表しております。以上「放射性物質検査結果」の御報告とさせていただきます。事務局からは以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

この件につきまして、何か御質問はございませんか。

〈 佐藤委員 〉

住民持ち込みの焼却灰は、何に使うのですか。

〈 事務局 金野課長 〉

住民測定は、一般の住民の方が市町村に持ち込んで測定しているものです。全ての焼却灰という訳ではありませんが、家庭菜園の肥料等に使用すると聞いております。

〈 小金澤会長 〉

では、報告については終わりたいと思います。次にその他お願いいたします。

〈 事務局 佐々木技術総括 〉

では、参考資料1を御覧下さい。みやぎ食品衛生自主管理認証制度、通称みやぎHACCP要綱の改正について、御説明させていただきます。

参考資料1の1ページを御覧下さい。要綱改正の背景ですが、みやぎHACCPは、県内の事業者のHACCPの考え方に基づく自主的な衛生管理を促進する目的で、平成16年にスタートしました。制度のスタートから12年目を迎え、HACCPによる衛生管理が食品の輸出入の際の必要要件とされる等、国際標準となりつつあります。

日本におきましても、厚生労働省より示されているガイドラインに、HACCP導入型基準が追加され、昨年度から今年度にかけては多くの自治体で条例を改正いたしまして、食品等事業者が遵守すべき衛生管理の基準である管理運営基準に、新たにHACCP導入型管理運営基準を規定しました。本県におきましても、条例を改正し、新たに規定したHACCP導入型管理運営基準が、10月1日より施行されています。

このような現状を踏まえまして、HACCPの導入へ向けた事業者の自主的な取組をより一層推進する目的で、みやぎHACCP要綱を改正いたしました。

2ページをお開き下さい。改正の概要についてですが、これまでのみやぎHACCPではHACCPの準備段階を「登録」、HACCPに取り組む段階を「認証」としておりましたが、新しいみやぎHACCPではHACCPに取り組む段階を3段階の「認証」とその上の「プレミアム認証」に区分しています。「プレミアム認証」では、HACCPによる衛生管理に加え、災害時の対応等、食品の安全性の向上に有効な自主的衛生管理項目を設定しております。

区分を細かくしたことによりまして、事業者が自らの到達度を確認しながらステップアップを図りやすい仕組みといたしました。

従来のみやぎHACCPの認証は、事業者にHACCPの考え方を普及定着させることに主眼を置きましたことから、特定の食品について、微生物学的危害に限定して分析を行う簡略化した制度として運用してまいりました。しかし、条例が改正され、管理運営基準にHACCP導入型管理運営基準が規定されましたことから、条例との整合を取る必要も生じてまいりました。このことから、認証の区分について、認証ステップ1につきましては、特定の食品について、微生物学的危害を分析して取り組んでいる従来の認証と同じレベルの段階としております。

認証ステップ2につきましては、特定の食品について、微生物学的危害のみならず物理的危険、化学的危険についても分析している条例で定めるHACCP導入型管理運営基準に取り組んでいる段階としております。

さらに、認証ステップ3につきましては、全ての食品について、HACCP導入型管理運営基準に取り組んでいる段階となります。

プレミアム認証につきましては、先ほども申し上げましたとおり、HACCP導入型管理運営基準に取り組んだ上で、さらに自主的衛生管理項目を実践している評価段階です。

3ページを御覧下さい。プレミアム認証の自主的衛生管理項目は、こちらの8項目となります。停電等の事故への対応をあらかじめ定めたり、試薬類を施錠管理する等、HACCPによる衛生管

理が定着した事業者に県として是非取り組んでいただきたいと考えている項目を設定しております。

次に評価マークの改正についてですが、みやぎHACCPの認知度向上のため、評価マークをカラフルで親しみやすいものに変更しております。県章のミヤギノハギとお皿をモチーフとして、畜産物、農産物、水産物を赤、緑、青の3色で表現しております。

ステップ1からプレミアム認証までの評価段階ごとにマークを分けまして、事業者がステップアップしていく励みとなるようにいたしました。

4ページをお開き下さい。評価マークの使用範囲の拡大についてですが、評価マークはこれまで同様、食品の包装に印字できるほか、施設全体でHACCPに取り組むステップ3とプレミアム認証の施設につきましては、看板や名刺、営業車等にもみやぎHACCPマークを表示できるように改正しております。

今後、認証を受けた事業者に新しい評価マークを活用していただき、消費者へのPRに役立てていただけるよう働きかけを行っていきたいと考えています。以上、みやぎHACCPの改正について、御説明させていただきました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今の説明について何かありませんか。

〈 佐藤委員 〉

質問ですが、特定の食品と全ての食品との違いは何ですか。どこに線引きがあるのでしょうか。4ページをみると惣菜全ての食品だとプレミアム認証とありますが、きんぴら等の単品ならステップ2となるのですか。

〈 事務局 佐々木技術総括 〉

今、佐藤委員がおっしゃったとおり、惣菜の中でもアイテムごとに認証を取得している場合については、ステップ2となり、惣菜製造業全ての品目について認証を取得している場合については、ステップ3と分けております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。では、次の方どうぞ。

〈 加藤委員 〉

事業者に対して、認証マークをリニューアルして進めるのもいいと思いますが、事業者よりも先行して消費者にみやぎHACCPがなんたるかを広める方が先だと思います。「HACCP」をみて「ハサップ」と分かる人がまず少ないと思います。量販店でこのマークが添付してあっても、このマークは何かしらとならないかと思えます。

ですから、事業者に進めるより前に、消費者に対して、HACCPを取得している事業者がいかに安全面に気を配っているかを知ってもらうことが大切だと思います。消費者にいち早く進めた方がいいのではないのでしょうか。事業者が一生懸命取得してから進めても、広がらないのではないのでしょうか。今、旧マークすら知らない人が多いので、消費者にもっとPRすべきだと思います。

す。

〈 事務局 近藤班長 〉

以前から、そのようなお話をいただいております、確かに今まで行っている研修会は、事業者に向け、HACCPの説明をしてまいりましたし、これからも実施してまいります。しかし、消費者の方がわかりませんと、何のために事業者が取得するのかわからなくなりますので、御意見のとおりだと思います。

今回、条例HACCPが変更されたこと、みやぎHACCPを改正したことについては、消費者モニターへのモニターだよりや県政だよりに掲載したり、ホームページを変更し、県のくらしと環境のトップページにみやぎHACCPの事業PRバナーを作成する等普及啓蒙を進めております。ただ、まだまだ足りない部分はあると思いますので、食中毒予防月間に一緒にチラシを配る等、一層の普及に努めてまいりたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。

〈 丹野委員 〉

みやぎHACCPと仙台HACCPとの制度的な違いは何ですか。仙台市も事業者の自主衛生管理のランク付けだと聞いています。

〈 事務局 近藤班長 〉

制度は、概ね同じつくりになっています。仙台市内の方は仙台HACCP、仙台市以外の宮城県の方はみやぎHACCPとなります。管轄が違いますので、そのような区分になっています。ただ、管轄が違うからと言って、制度のつくりが大きく違うと困るということで、制度の中身としては、かなり類似したステップの踏み方としております。

全国の多くの自治体で、自治体HACCPを実施しておりますが、今回の条例HACCPの改正をうけ、各自治体も自治体HACCPを変更しています。東北の自治体でも自治体HACCPを同じようにステップ制に移行すると聞いております。みやぎHACCPは、仙台HACCPと完全に一致しているとは言えませんが、おおよそ同じ制度となっております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。1つ質問です。これだけHACCPのことを議論していますが、第3期基本計画案の中で、HACCPに関連する記述は、研修会に関する記載のみです。GAPは出てきていますが、これだけHACCPが重要視され、安全性を議論しているのにちょっと少ない気がします。

答申した後ではありますが、見落としていたところもあるかもしれません。HACCP、GAPはいわゆる1つの目印ですから、すごく大事なことです。基本計画の文書を変える変えないではなく、自治体としてHACCPの推進について関連する基準等今後とも、力を入れていただきたいです。

GAPとみやぎGAPや特別農産物認証制度と県認証制度(みやぎの環境にやさしい農産物認証・登録制度)があるように条例HACCPとは別に、県独自でみやぎHACCPがあるということは、

それを自治体として進めて行かなくてはいけないと思います。

ただ、今質問があったようにどちらかという対象者に向けて議論をされており、それを食べる側の消費者に対しては、PRが足りないのではないかとされています。

県民総参加運動の中で、こういうものを取り組んでいくんだと決めておく方がいいのかもしれない。

〈 事務局 金野課長 〉

基本計画の中では、12ページの施策8にHACCPの記載をしております。次回の推進会議で監視指導計画を審議していただく予定ですが、その中でもHACCPの取組を入れており、具体的に推進していこうと頑張っているところですので御理解いただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

それは、分かっています。基本計画の中でもう少し目立たせても良かったかなということです。では、他にありませんか。

〈 加藤委員 〉

消費者を集めての研修会の開催やリーフレット、パンフレットや文字で説明するという考え方はなく、もうちょっと多くの消費者に理解してもらおうという視点で広報面を検討いただきたいと思います。簡単なパワーポイントで図と大きな文字をホームページにアップしてPRしてはいかがでしょうか。そんなにお金はかからないと思いますので、そういう手法で分かりやすくするのはどうでしょうか。今、ホームページからスマホでなんでも調べられますので、ホームページの視点で消費者の理解を進めていただけませんか。

〈 事務局 金野課長 〉

事業者への説明・研修と消費者への広報、どちらも大変重要なものと思っております。HACCPがどんなものなのか、どうすればHACCPが取得できるのかが、なかなか分かりにくく、1番難しいところだと思います。加藤委員からも御意見があったとおり、文字や言葉だけでは分かりにくく、HACCP取得施設を見学する方が分かりやすいとは思いますが、そういった施設を増やしていかなければいけないと思っております。事業者と消費者への両方へのバランスを取りながら、進めてまいりたいと思います。

〈 伊藤委員 〉

私も加藤委員と同じですが、このHACCPは、いかに県民、消費者に浸透するかが1つの大きな課題だと思います。「みやぎのHACCPマークを見つけよう」のようなキャンペーンを行う等ゲーム感覚なものを取り入れて、子供でも分かるようにしてはどうでしょうか。量販店等で、子供が「お母さん、これHACCPマークだよ」と皆が分かるようにしたらいいと思います。また、インターネットを駆使するのもいいと思います。消費者を巻き込んだ活動をしていかれたらいいと思います。

〈 國永委員 〉

HACCPはかなりの管理項目があると思いますが、認証を取るのには構いませんし、企業にとつ

でもためになればいいなと思います。しかし、認証をとったとしても、その商品がその人にとって本当に健康にやさしい食品なのか疑問です。項目の中で、薬品処理や衛生処理に幅があると思いますが、幅の中の上限を取るか下限を取るかで、食品に入っていく化学物質の量が違ってくると思いますので、その辺のことも気をつけながら、認証制度を進めていただきたいと思います。味覚とか栄養的な配分等があまり破壊されない形の使い方で、HACCPの認証にあまりとらわれないで、というかとらわれながらもあまりそっちだけを優先しないで、食品そのものの良品化というか、質の高いものを出していただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

今のは、意見と言うか御要望と言うことで回答は必要ありませんね。

〈 國永委員 〉

はい。

〈 小金澤会長 〉

では、次よろしいでしょうか。次のその他として、秋田県の大平物産株式会社の偽装肥料問題について、情報提供をお願いします。

〈 農産園芸環境課 井上副参事 〉

参考資料2で情報提供いたします。全農からの指摘だったのですが、肥料成分に偽装があったということで太平物産株式会社が公表されました。8月の第2回推進会議でゴールド興産という肥料会社について御説明いたしましたが、続いて、肥料に関する情報提供です。内容は、有機肥料とうたっているが、有機成分が少なかったという件です。

なお、全農に確認したところ、県内には、製造拠点がなかったため、販売対象に入っておらず、また取り扱いもなかったということです。調査したところ、県内では太平物産株式会社の肥料を使用している生産者はおりませんでした。この件については、ホームページでも情報提供しております。

また、資料はありませんが、11月に古川産の春菊から、基準値を超える農薬が検出されました。自主回収開始の報告が県に提出されており、自主回収を進めているということです。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今のことに関して何かありますか。

では、次は、H社における消費期限不適切表示についてをお願いします。

〈 事務局 佐々木総括 〉

参考資料の3を御覧下さい。10月9日に賞味期限に関する不適切表示について指示を行った件につきまして、御説明させていただきます。

食品表示法第6条第1項では、食品表示基準に定められた表示事項が表示されていない食品を販売したり、表示の方法等表示を行う際に定められた事項を遵守しない食品関連事業者に対して、表示事項を遵守し、または遵守事項を遵守する旨の指示ができるとされておりまして、今回

はこの規定に基づき、指示を行ったものです。指示を行った対象事業者は、H社です。指示に至った経緯ですが、当該事業者が、賞味期限を延伸して食品を販売しているとの情報提供に基づきまして、塩釜保健所岩沼支所が9月9日から調査を実施したところ、少なくとも平成26年4月1日から平成27年7月23日までの間、冷凍ゆでがに等12品種、686.5kg、150枚を製造者が設定した賞味期限を科学的、合理的根拠がなく延長して販売したことが事業者からの聞き取りで判明いたしました。

この行為は、食品表示基準第14条の規定により準用する第9条第1項第13号の内容物を誤認させるような表示の禁止、法附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとして適用される加工食品品質表示基準第6条第3号に違反するものです。今年4月1日から、食品表示法が施行されておりますことから、4月以降であれば食品表示基準の適用を受け、それ以前であれば、加工食品表示基準の適用をうけることから、このような記載となっております。

4番目の指示の内容ですが、1つ目は製造あるいは加工、販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行うこと。2つ目は、食品表示基準の遵守事項が遵守されていなかった原因の分析と究明を行うこと。3つ目は、この結果を踏まえまして、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反した表示を行わないこと。4つめは、全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発と遵守を徹底すること。5つめについては、前述に係る措置について、平成27年10月22日までに塩釜保健所岩沼支所宛て報告すること。

なお、これまでのところ、本事案に関連した健康被害の発生及び報告はありません。また、事業者が出荷した製品及び保管していた製品17件につきまして検査を実施したところ、食品衛生法の規格基準違反はありませんでした。事業者は、10月7日(水)から自主回収を実施しています。以上が10月9日に行った発表の内容となります。

次に質問を佐藤委員と加藤委員からいただいておりますので、それぞれ回答いたします。始めに、佐藤委員からの御質問ですが、H社による賞味期限偽等に対する状況と県の対応について、4つの質問をいただいております。

まず、1つ目は、H社による賞味期限偽装食品による健康被害は報告されていないとのことですが、県から食品流通の実態や自主回収の状況について報告していただきたいです、との質問です。

10月9日時点の流通状況は先ほど説明したとおりですが、その後の調査で、2013年12月から2015年8月の期間に東北6県にある取引先38カ所に対し、賞味期限が超過した食品を出荷していたことが分かっています。当該事業者により自主回収が行われております。自主回収対象食品は、ポイルタラバガニやエビ新丈等を含む14種類、重量で1329.75kg、150枚、38パックです。これまで回収されたものとして、エビ新丈7kg、いんげんクルミ和え5kgになります。なお、当該事業者が出荷した食品に関連して、現時点で健康被害は報告されておられません。

次に質問の2つ目ですが、本件は10月6日の河北新報朝刊報道で県民は初めて知りえ、県が自主回収情報を公表したのは10月9日である。しかし、宮城県に初めて情報がもたらされたのは5月または6月とされ、保健所がH社に立入検査したのは9月1日と報道されています。しかし、その時点では偽装食品の出荷は終了しており、なぜ迅速に立入検査を行い、偽装食品の流通を阻止できなかったのか。また公表が新聞報道の後になったのはなぜか、との質問です。

現在、公益通報者からの承諾を得られていることから、お話しできるのですが、6月29日付けの文書で岩沼支所の方へ公益通報がありました。しかし、なぜ立入検査が9月1日になったのか等、

その後の経緯等については通報者を保護するという公益通報者保護制度の趣旨から、お話しすることはできませんので御了承願いたいと思います。また、公表の時期につきましては、保健所では調査を行いまして、違反事実が特定されたことから、10月9日に食品表示法に基づき、指示公表を行ったものです。

次に、3番目の質問ですが、「みやぎ食の危機管理基本マニュアル」によれば、県が通報を受けた場合は「直ちに食に関する危害情報受理・探知表」を記録・報告し、また「食に関する危害情報伝達表」を危機対応にあたる担当課あて送付することになっているが、それらの措置はいつ、どの機関によってどのように実施されたのか、との質問です。

今回の事案では、6月29日に管轄する塩釜保健所岩沼支所に対し公益通報の届出が書面であったことから、危害情報受理・探知表は作成しておりませんが、届出を受けた後は、支所と食と暮らしの安全推進課で連絡を取り合いながら対応を行ってきたもので、実質的にマニュアルに沿った対応を行っております。

4つめの質問ですが、本件の通報者は保護されるべき「公益通報者」に該当するが、保健所の対応は業者寄りで通報者を窮地に追い込んだのではないかと報道されている。食の安全安心推進条例第12条では、県民による危害情報の申出の規定があるが、今回の措置は、食の安全安心の確保のための県民総参加や協働の観点から、保健所の対応は問題がなかったと考えているか。また危害情報の申出者に対する保護措置と県民に対する情報提供は、どのように整合性を取って実施されるのか、との質問です。

保健所では、公益通報制度に基づき、通報者が特定されないよう十分な配慮を行いつつ、事業者に対応してまいりました。申出者に対する保護措置と県民に対する情報提供につきましては、通報者の保護と事案の緊急性、健康被害の発生する蓋然性等総合的に判断しながら、個々の事案に応じた対応が必要と考えております。

続きまして、加藤委員からいただきました御質問についてお答えいたします。

河北新報による以下の報道内容は事実かどうかをお尋ねいたします。1点目として、H社が、冷凍海産物の賞味期限を改ざんしていた問題で、同社の元従業員が6月下旬、公益通報制度に基づき、保健所に告発文を提出していたことが分かった。保健所を管轄する県は10月9日の記者発表で、最初の通報を「9月2日」と説明したが、2カ月以上前から不正を把握していた可能性があるとの質問です。

先ほどの佐藤委員からの御質問にお答えしたとおり、現在は通報者からの承諾を得ているのでお話しできますが、6月29日付けの文書で通報があったことは事実でございます。9月2日については、会社関係者ではない者からの情報提供があった日で、それより以前のことについては、公益通報制度の趣旨を踏まえまして、通報者が特定されないような細心の注意が必要でありますことから、記者会見の時点では9月2日と回答したものでございます。

次に、2点目の質問ですが、関係者によると、複数の元従業員が県塩釜保健所岩沼支所に告発文を提出したのは6月29日。元従業員は賞味期限が改ざんされたラベルを持参し、不正の手口や商品の保管状況を詳しく伝えた。不正を裏付ける内部資料も提出した、との質問です。

これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、6月29日付で公益通報があったことは事実でございますが、公益通報制度の趣旨から通報の内容については、お答えすることができませんので、御了承していただきたいと思います。

続きまして、3点目ですが、製造元に確認せず「国産」と産地を偽装したり、東日本大震災の停

電で一度解けたカニを再冷凍して出荷したりしていた疑惑も明らかになっています、との質問です。

これらの点も含めまして、現在、事実関係を調査中でございますので、お答えすることできませんが、御了承願います。

4点目は、関係者によると、保健所の職員が9月1日初めて立ち入り検査を実施。定期検査を装い、検査対象となる食品の店頭販売の有無を尋ねた。社員が「今は販売していない」と説明すると、検査を終了し立ち去った。その間、わずか1分。経営者を呼び出したり、書類を確認したりすることはなかった。保健所は同日、元従業員に「検査対象がなかった。再度の調査は考えていない」と十分な検査をしないまま、検査打ち切りを通告したとあります。

9月1日に立入調査を実施し、実際の作業状況を確認しながら表示内容のチェックをする予定でしたが、当日は、作業をしていなかったため、営業所の1階と2階を確認するとともに、営業状況について従業員に聴取を行っております。なお、調査時間については、確認しておりません。保健所では、9月9日に再度、調査を行う等、調査を継続し、違反事実が特定されたことから、食品表示法に基づく指示公表を行ったものでございます。

次に、みやぎ食の安全安心推進条例第3条1項の「県の責務」が果たされたのかどうか、非常に疑問が持たれます。県民の健康を最優先にするはずの施策が機能しなかったこととなります。このことを受け、以下についてお尋ねいたします。新聞によれば「元従業員は『保健所のやる気のなさに、あきれて言葉も出ない。報道機関の取材がなければ、食品偽装は今も見逃され、賞味期限切れの食品が出回っていた可能性が高い』と語った。」とあります。新聞取材がなければ事実は公表されなかったのではないのでしょうか、との質問です。

保健所では新聞取材の有無に関わらず、情報提供や苦情が寄せられた場合には、必要な調査を実施し、適切な対応に努めております。今回の事案につきましても、調査を進める課程で違反が確認されましたことから、法に基づく指示公表を行ったものでございます。

次に、今回の保健所の対応からは、事業者に甘い対応としか取れません。職員に対して「公益通報者保護制度」や「食品表示法」等の法令に関する研修は、適正に実施されているのでしょうかとの質問です。

公益通報があれば、通報者が特定されないよう十分な配慮をしつつ調査を行わなければならないことから、慎重さが求められたことは事実ですが、保健所では、必要な調査を行い、法に基づく指示公表を行ったものです。研修につきましては、新任者研修及び担当者会議等で、食品衛生法や食品表示法等の研修を行っているところです。今後、関係する法令や制度について研修の対象に取り入れる等研修内容を充実させていきたいと思っております。

次に、製造元に確認せず「国産」と産地を偽装したことが事実だとすれば、景品表示法にも違反していることになるのではないのでしょうか、との質問です。

消費者に対して実際より著しく優良であると誤認させるような表示が、優良誤認表示として景品表示法違反となりますが、この件も含めまして、現在、岩沼支所が調査を継続中ですので、お答えは控えさせていただきます。今回の件につきましては、取扱品目数が多いことや実際の作業内容を確認できず、製品も残っていないこと、伝票類の整理もずさんなこと等から、調査に時間を有しております。今後、調査を継続して、不適切な表示をして出荷した食品の全体像や違反の内容について明らかにするとともに事業者において、改善策が適切に行われ、食品表示法等の法令を遵守した営業が行われるよう指導していきたいと考えております。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。では、加藤委員、佐藤委員いかがですか。

〈 加藤委員 〉

制度に則っての法令遵守ですので、事前質問の回答については、了解いたしました。

ただ、食の安全安心に気を配っている私の周囲の人達は、新聞報道を見て、かなりショックを受けた人も多く、県はいつ発表するのだろうと待っていたところ、記者発表した内容もあまりにも新聞報道と違い過ぎていましたので、余計に不信感を持ってしまった人がいました。県に対する誤解というか、県は法令遵守のもと、きちんと調査継続して行っているということをどこかで表明していただければいいのかなと思いました。

〈 佐藤委員 〉

この件については、私ども東北放送でも取材しておりまして、知事の会見等も見ておりました。公益通報者を保護するということは分かります。また、法令に従って進めるのも分かります。しかし、非常に気になるのは、6月29日に通報があって、9月1日の立入検査するまでの間、何をやっていたのかということです。県が言えないのは分かりますが、その間に何らかのことは行っていたのかということです。

それから、これは推測ですが、9月1日に立入検査を行い、その日のうちに公益通報者に対して、事実を確認できなかったと告げたとありますが、県では、継続して調査をやるつもりだったとしても、通報者は、「県は、これで、おしまいにしたんだ。」と理解されてしまったと思います。その様に理解したから、河北新報に情報を持ち込んだのではありませんか。だから、河北新報は、その立入の状況まで取材し、写真があります。いってみれば、河北新報は、県は何もやっていないじゃないかと待っていたら、現場にやってきて、たった1分で帰ってしまったということ。

公益通報者に対して、事実関係はなかった、県はこれで打ち切る形だなと思わせてしまったことは、その後の協力を得られなくなると思います。その辺りに県の落ち度があったのではないかと思います。

県は、調査を続けるつもりでしたし、続けていたかもしれませんが、それが表に出てきません。さらに9月2日に別件の通報があったとしていますが、それは、河北新報社が取材の申し出をしたからだと我々は理解しています。だとすれば、通報や危害情報とはまた別ではないでしょうか。その辺りも含めて、もう少し、県として発表の仕方等を考えていただきたいです。今回について言えば、県は河北新報社の一連の記事について、県は何もしなかった、隠そうとした、業者寄りだったという記事に対して何も反論していません。このことについて、どのように考えているのか確認したいと思います。

〈 事務局 金野課長 〉

上手く説明するのが非常に難しいのですが、公益通報制度の中で、通報者を特定されないようにしようとして取り扱っている訳です。しかし、相手方は色んな状況があり、どこまで話すか等迷うところですが、少し話ただけで、会社の中で通報者が特定されてしまう可能性もあります。公益通報ということもあり、お話しすることができないのが非常に苦しいところです。

6月末に届出があり、調査に9月1日入ったということも、その間は何もしていなかったわけでは
ありません。ただ、そのことをこの場で具体的にお話しすることができない状況です。それをお話し
することで、通報者が特定されてしまうことも考えられることから、この場で聞かれても、公益通報
制度に関することはお答えできないという回答になってしまいます。

9月1日に立入検査に入り、何も分からなくて、調査を打ち切ってしまったのではないかと書か
れていますが、そこは、通報者に上手く情報が伝わっていなかった部分です。県としては、調査を
打ち切っていた訳ではなく、継続して調査を続けていたものです。

そういう中で、9月2日の情報提供もあり、調査を公益通報制度に基づくものから違うやり方に変
えていったのですが、そこの部分も通報者に上手く伝わってなかったのだと思います。県としては
実際に説明し、理解を得ていると思っていましたが、調査を止めたと記事にされてしまったのだと
思います。

県としては、公益通報で情報がありましようが、その他でしょうが、そういう情報があれば、それ
に対して調査を進めていく訳で、その中で公益通報に関しては、通報者を特定されないように細心
の注意を払いながら実施しなければいけません。今回の件で、表示の部分については、調査は、
まず現場を押さえようと考えます。作業をしているところを見ながら確認して、調査追求していく
わけです。しかし、今回の場合、作業も行っておらず、今までにない事例だったため、実際の状況が
確認できず、時間も掛かっているということです。

〈 加藤委員 〉

今の話は、6月1日から9月1日の間の話ですか。

〈 佐野部長 〉

6月1日から9月1日までは、何もしていないわけではなく、通報サイドと調整をきちんと行って
いたという訳です。

〈 佐藤委員 〉

逆に言えば、7月に出荷を止めていたという事実も把握していたということですか。

〈 小金澤会長 〉

本日は、特別記者会見ではありませんので、この程度で終わりにしますが、今の疑義の問題に
ついては、公益通報者の保護において、言えないことが沢山あるんだということは分かりました。

しかしながら、たとえ、そうであったとしても、きちんとした調査はしていただきたいと思
います。現場に行って何も作業していなかったということですが、逆に通報したことが事前に読まれて
しまったのでないか、逆通報があつて、県が来るから今日は作業をしないように隠されてしまった
という可能性も無きにしもあらずということですが。

きちんとした調査ができたのかどうか、効果的な調査ができていたのかどうかは、県は自問自答
していただきたいと思
います。公益通報者に対して説明する時も、誤解されないように説明する努
力をしていただかないと回り回って様々な情報が流れて、ああでもないこうでもないという話
が出てきます。でも、ああでもない、こうでもない話に対して、返答しようとしても、通報者の
保護から話せないとなれば、また疑われます。その繰り返しになる訳です。

ですから、話せないけれどもしっかりと実施していますと自信を持って言えるような調査を頑張っていたきたいと思います。それが、先ほど指摘された県の責務だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は、この辺でよろしいでしょうか。今のコメントを含め、県への要望等ございますか。では、最後にどうぞ。

〈 國永委員 〉

さきほど、お聞きするのを忘れてましたが、食の安全安心に関するアンケートの結果ですが、放射性物質に関する不安より、食品添加物に関する不安の方が高い状況にあります。子供達に変化が起きていて、赤ちゃんに抗生物質が効かなくなっていると言われております。それが食品添加物に関連があるとは断定されておりましたが、深読みして欲しいところです。

国が指定している食品添加物以外のものを入れると無添加になると聞いたのですが、それはわからないので教えていただきたいです。

〈 小金澤会長 〉

質問ですか。では、個別に後でお聞き下さい。今のようにアンケートで指摘があったように、食品添加物の不安が高いとの御意見をいただきましたので、いずれ、何か県の担当で情報がありましたらお願いします。

では、3のその他を終了させていただきます。これで、推進会議を終わらせていただきます。

〈 事務局 大町総括 〉

大変ありがとうございました。

次回の開催ですが、来年の2月上旬頃を予定しております。後日、日程調整をさせていただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げますとともに、次回も御出席を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。